

事 務 連 絡

令和6年3月21日

障害児通所支援事業所 代表者 様

水戸市障害福祉課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るガイドラインに基づいた
自己評価等について（通知）

本市の障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は、自己評価結果及び改善の内容（以下
「自己評価結果等」という。）を、おおむね1年に1回以上インターネット等で公表するよう、
市の条例（※）にて義務付けております。
つきましては、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

※水戸市指定通所支援事業等基準条例第28条第5項(第85条において準用する場合を含む。)

記

1 提出書類

- (1) 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙）
- (2) 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別表1）
- (3) 自己評価結果等の公表に係る届出書

2 提出方法

下記ご提出先に郵送するか、又は窓口でご提出ください。

3 提出期限

令和6年4月15日（月）必着

4 留意事項

- (1) 令和5年4月2日以降に指定を受けた事業所は、報告の必要はありません。ただし、次年度の報告に向けて、公表につきましては適切にご対応願います。
- (2) 自己評価結果等の公表が未実施の場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算が適用されます。
- (3) 実地指導等において、評価の取組状況を確認します。

【お問合せ・ご提出先】

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市福祉部障害福祉課管理係

担当 住谷，柳内

TEL 029-350-8053